



私と 京都法律

京都の街を颯爽と駆け抜ける一台のタクシー。笑顔で乗客をもてなす大島富雄さんは、この道18年のベテラシンドライバー。時には、車中で京都をテーマにした自作の『歌』を披露することも。

(本文は8ページ)

京都法律事務所 だより

2012. 1 No. 88

TEL 075-256-1881

<http://www.kyotolaw.jp/>

「公契約条例」で市民の暮らしを守る京都市政を

京都でも、地域経済の冷え込み、格差と貧困の問題が深刻になっています。地域経済の活性化につながる施策の一つとして、いま全国で広がりつつある「公契約条例」について、弁護士の中村和雄さんにお話をうかがいました。



古川 美和 弁護士

中村 和雄 弁護士

行政が民間と結ぶ 契約を規制

古川…さつそくですが、公契約条例って、わかりやすく言うとしたら、ものなんでしょうか。

中村…うん、まずね、地方自治体は教育・医療・福祉など幅広い分野で公共サービスを行っています。行政自身がやるだけでなく、その多くを民間の団体や会社に発注・委託している。こうした際に、行政が民間と結ぶ契約を「公契約」と呼んでいます。

古川…あ、公契約条例の「公契約」ですね。

中村…そう。公契約は範囲が広くて、莫大な税金が使われている。だから、この公契約の締結を行政の自由勝手に任せるのではなく、条例で規制をかけて、住民が安心して働き暮らせる地域に変えていく。特に、公契約にもとづいて現場で仕事をされているみなさんの賃金を適正な額に引き上げたい。こう、というのが公契約条例です。

労働者の 最低賃金を確保

古川…公契約条例っていうから、公務員の賃金関係の条例かと思ってきました…。

中村…ああ、それはよく勘違いさ

れるんですけど、違うんです。具体的な例をあげると、京都市内で放置自転車の撤去作業って見たことあるよね。

古川…事務所がある中京区界限では、いわば名物ですね。

中村…(笑)。あれ、実際に作業を行っているのは、京都市の職員ではなくて、京都市が自転車撤去業務を希望する事業者を公募して、競争入札によって事業者を決定しているわけです。

たとえば、A社が落札し、一日一人あたりに換算すると7800円で受注した。A社では、撤去を担当する社員が足りないの、労働者の派遣をB派遣会社に一日一人あたり7000円で依頼した。ところが、B社から労働者に対して実際に支払われたのは、5600円。朝から夕方まで汗だくで7時間働いて、ですよ。



中村和雄 ● 弁護士、日弁連労働法制委員、貧困問題対策本部、市民ウォッチャー・京都事務局長

古川…一日一人あたり、1400円のピンハネですか!!

中村…何の苦勞もしないのに労働者から搾取してあぶく銭を獲得する、こういう不当な事業者が野放しになっている。

他方では、仕事を取るためには、赤字を出してでも低い価格で入札せざるを得なくて、やむを得ず人件費を削る業者もある。労働者も大変だけど、業者も苦しいんです。

やっぱりこれじゃいけないですよね。だから、公契約条例で規制を掛けて、実際に業務に従事した労働者のみなさんに、その業種ごとの最低賃金をちゃんと確保しているじゃないか、というわけです。

全国に広がる公契約条例

古川…実際に、公契約条例を制定した自治体はあるんですか。

中村…ありますよ。2009年9月には、千葉県の野田市議会で、全国で初めて成立し、2010年2月に施行されました。それに、2011年4月には、政令指定都市で初めて、川崎市でも条例が施行されています。

私も、昨年9月には札幌、10月には沖縄でシンポジウムに呼ばれましたし、札幌市長は、今年度中の条例制定をめざしていると言っ

ていました。公契約条例制定の動きが全国に広がっているのを感じますね。

地域経済を循環・底上げ

古川…ただ、工事費や業務委託費のコストが上がって、結局税金の無駄遣いになるのでは、という疑問があるんですが…。

中村…まず、現在の業務委託では、低コストを追求するあまり、安全性を含めて業務の質が明らかに低下している。このこと自体が問題で、本来必要なコストを負担するのは当然だと思います。

第二に、確かに一時的にはコストが上がるかもしれない。だけど、労働者の賃金の底上げをはかり、地元中小企業の経営の安定をはかることは、地域経済を活性化



古川美和●弁護士、日弁連裁判員制度実施本部幹事、京都弁護士会憲法と人権のつどい美委会副委員長

することになる。自治体の税収もアップする。つまり、少し長い目で見れば、公契約条例は地域内経済を循環・底上げし、自治体財政の健全化にも大きくつながる施策なんです。

公契約条例で京都を元気に

古川…よくわかりました。昨年は震災の影響で、特に東北地方を中心に地域経済の低下が深刻でした。今年は、地域から元気になれる年にしたいですね。

中村…本当ですね。京都市でも、20歳から24歳までの若者の実に60%が非正規雇用と、若年労働者の非正規化が深刻です。

公契約条例は、賃金規制だけでなく、業者に対して直接雇用を義務付けたり、競争入札に参加する事業者資格を、地域内で事業を営む者に限定したりと、いろんな工夫が考えられます。非正規化に歯止めを掛け、地域経済発展により貢献できる可能性を秘めているんですよ。

とりわけ、いま元気がない京都市では、地域の中小事業者に仕事を循環させることによって、地元経済を元気にさせる公契約条例を、ぜひとも実現したいですね。

古川…今日は本当にありがとうございました。

新年の抱負を語る

9名の弁護士が、日々の業務を振り返りながら、思いを新たに、今年1年の抱負を語りました。

1日1万歩を目標に

昨年、携帯電話を洗濯してしまつた。水没。

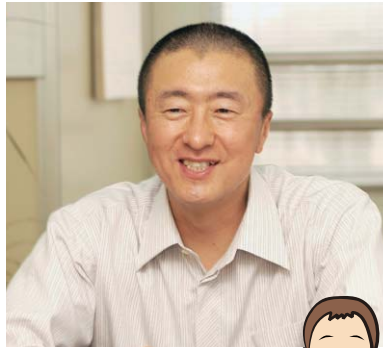
新しくするなら、ということでもスマートフォンに切り替えた。全然使いこなせない。

いろいろ見ていると「歩数計」というのがあった。起動させると、その後ずーっと歩数が記録さ

れている。今のところ、最高値

は、1日2万6569歩。一番費用のかからない健康法だと思っけど、1日1万歩を目標にこれだけは続けようと思う。

そして歩き続けられる街であるために、原発のない日本の実現も、まずは1歩から。



弁護士 おかね 岡根 りょうすけ 竜介



さまざま人たちのご意見に耳を傾け

昨年、3・11は、私たちの日々の暮らしのあり方に根本的な問いかけをしました。

便利さや効率さばかりを追い求める「社会進歩」に、意識的な問題関心を払ってこなかったことを恥ずかしく感じています。

自分一人の知識や経験だけで判

断するのではなく、いろいろな人

たちのご意見をお聞きすることの大事さは、「人体の不思議展」をめぐる事件の際にも学ばせていただきました。

あらためて、そのことの大切さを自覚し、精進していきたいと思



弁護士 おがさわら 小笠原 しんじ 伸児





弁護士 ^{たかやま}高山 ^{としお}利夫



弁護士になって25年になります。改めて、日々のご相談やご依頼に対する対応を省み、安心してご依頼いただけるよう精進したいと思います。

それにしても、昨年は自然災害の怖さと原発の危険性を思い知らされました。どちらも人間の手に

安心してご依頼いただけるよう精進

は負えないところは同じですが、原発は人間の手でやめることができます。

危なくて人が近づくことすらできないものは作らない方がいいし、そういうものがない社会の方が良いという思いを強くしています。

信頼されるスキルと経験へ、一層努力

弁護士は、声をかけていただいているので、仕事が始まります。

京都法律事務所の基本の一つ「敷居の低い事務所」ということは、大切なことだと思っています。

同時に、その方々から信頼されるスキルと経験が必要なことも、

もっと自覚していかなくてはと思っています。

「佐藤弁護士なら信頼できる」「佐藤弁護士に話を聞いてもらいたい」という声をかけていただけるよう、一層の努力と修練を積んでいきたいと思っています。

弁護士 ^{さとう}佐藤 ^{かつあき}克昭



弁護士 ^{くろさわ}黒澤 ^{せいじ}誠司



昨年4月から今年3月までの1年間、京都弁護士会の副会長をさせて頂いておられます。

昨年の新年号では、「お世話になつていく弁護士会に少しでも恩返しができるように頑張りたい」と書かせていただきましたが、むしろこの間さらに大勢のみなさま

のお世話になり、ご恩は増える一方です…。

副会長の役職も後わずかですが、事務所の全面的なバックアップのもと、より一層気を引き締めて任期満了の日には、「ご苦労さん」と言っていただけのように頑張りたいと思います。

京都弁護士会副会長として、気を引き締め



ひく やま かず ひと
弁護士 福山 和人



事務所に入所して丸10年。振り返ると怒濤のような日々でした。1年目に9・11テロ事件、10年目に3・11大震災と、弁護士人生の節目ごとに未曾有の出来事に遭遇したことは忘れられません。一つひとつの事件や人権課題に精一杯取り組んできたつもりです

自分と向き合い、研鑽を重ねて

が、目の前のことで手一杯だったように思います。気付いた点や反省点などを書き留めたノートは、自分だけの秘密のカルテです。読み返すのは辛いときもあります。が、自分と向き合い、これからも研鑽を重ねていこうと思います。



つ し ま り え
弁護士 津島 理恵



昨年、子どもを授かりました。家族や仕事関係の方々をはじめ周りの人の優しさをしみじみと感じた1年でした。慣れない子育てで大わらわになりそうですが、そこから多くのことを学び成長したいと思っています。

子育てからも学び、成長したい

そして、依頼者の方のお気持ちやご意向を大切にしながら事件と向き合い、また労働事件や行政事件の弁護団などの中で、自分の役割を適確に果たしていく所存です。

「一歩前へ！」踏み込む3年目に

プロスポーツ界ではよく「2年目のジンクス」などと言われます。私の弁護士2年目は、不振ということではありませんでしたが、同じ所をグルグル回っているようで、今ひとつ進歩がないのでは？という自己総括をしております（まあ、1年目に新人賞的な成果をあげた訳でもありませんので、

そもそもこの言葉が登場する余地はないのですけど……）。

「おつ、今までと違うねえ」と唸らせる何かをやらかしたいと企んでおります。まず「一歩前へ！」動き出さねばなりません。手始めに、二輪の免許でも取りにいこうかな？

は た ち ま さ ゆ き
弁護士 畑地 雅之



めざせ「山派」弁護士

家庭でも地域でも何かと責任が増え、事務所にいられる時間が少なくなりがち。

するとどうなるかというと、とにかく短時間でぎゅっと凝縮して仕事を、と思うもので、相変わらずゴミ箱を蹴飛ばしたり、階段を走ったりと移動時間を短縮（できてない？）、指示は早口で、常に次の行動を考えながら動いてい

る……。その結果、一部では「怖くて声が掛けられない」と噂されている様子。

今年こそは、焦らず、急がず、笑顔を忘れず、確かな実力からにじみ出す余裕と安心を感じさせ、そんな「山」のような弁護士に——というのはやっぱり無理かしら。

退所の「まこちゃん」



むら まつ
弁護士 村松 いづみ

2011年12月末をもって京都法律事務所を退所いたしました。

1982年4月に入所して以来30年の間、皆様から賜りましたご厚情に心よりお礼を申し上げます。

30年間の想いは、簡単に言い尽くせるものではありませんが、数々の女性の権利をめぐる裁判、過労死・労働裁判などに関わり、

多くの方々と知り合って、怒り、悔しさそして喜びを共にできたことは、私の弁護士人生の大きな宝となっております。

今後も京都の「マチ弁」として仕事を続けていく所存でおりますので、京都法律事務所共々、よろしくお願ひ申し上げます。



ふる かわ み わ
弁護士 古川 美和



身近な法律



いりゅうぶん
遺留分とは？

亡くなった方（被相続人）

の生前処分または遺言によっ

て奪われることのない、相続

人に留保された相続財産の一

定の割合をいいます。

遺言などで相続人の一部の

方や相続人でない方に、相続

財産を与えるという意向が示

されても、相続人として請求

することができる割合のこと

です。

遺留分が認められているの

は、配偶者や子など兄弟姉妹

以外の相続人です。



タクシー運転手 大島 富雄さん

きました。「次の契約はしない」という書類にサインを強要してきたうえに、その書類の引渡しを拒んだのです。そこで高山弁護士はこれまでの不当な扱いを訴えるため、大島さんから書面の内容を聞き出し、再現した書類を裁判の証拠として提出。これが認められ、第一審で勝利をおさめました。

「信頼関係」で掴んだ

完全勝利に「今でも感謝」

大島さんは、「高山弁護士が、私を信頼してくれて、気持ちを完璧に代弁してくれたことが、本当に嬉しかったですね」と当時の心境を振り返ります。

「高山弁護士も事務所の方も、みんな暖かくて人間味があるんです。それに費用も良心的で、申し訳ない気持ちになるほど。いつも恩返ししたいと思っています」

元氣いっぱい笑顔を絶やさない大島さんには今、新しい目標があります。それは、今年の8月に自作の歌を引っさげて、震災の被害を受けた東北で慰問公演をすること。その日を迎えるまで、大好きなタクシー運転手の仕事を精一杯続けていくつもりです。

タクシー運転手になって18年目を迎える大島富雄さんは、かつて友禅下絵師、楽焼作家として活躍していました。伝統産業に携わってきただけに、第1回の「京都・観光文化検定」で3級と2級の両方に1発で合格したほど京都に詳しく、その知識はお客さんを案内するときにも大いに役立っているとか。自他共に認めるほど多趣味で、勤務後にはピアノに向かって作詞・作曲に励み、また「大島夢七」の名前で描く絵は秋の国民文化祭で入選・展示されたほどの腕前です。

出勤停止、雇用継続の不安

次々と襲い掛かる不当な処分

大島さんは、かつて会社とのトラブルで心労を重ねたことがあります。それは、大島さんが会社に労働



足を運んで描いた水彩画の数々

つらい状況を乗り越えられたのは、
強く、人として魅力的な弁護士さんのおかげ





客員弁護士 よしだ みきお 吉田 美喜夫

プロフィール ●岐阜県可児市出身。1949年生まれ。立命館大学法学部および大学院を修了。現在、立命館大学法科大学院教授。博士（法学）。講義担当は労働法で、研究分野はタイ労働法。趣味は読書と散歩。たばこの煙は嫌いですが、お酒は大好きです。

客員弁護士 ご紹介

京都法律事務所では、昨年10月に弁護士登録をされた立命館大学法科大学院教授の吉田美喜夫先生を、客員弁護士として迎えました。

私は現在、立命館大学法科大学院の教員も務めていますので、「客員」という位置づけにしてもらいました。しかし、弁護士であることに違いはないので、責任をもって事案に取り組めるよう研鑽を積みたいと考えています。

私は法科大学院で労働法を担当しています。労働法は新司法試験の選択科目であることから人気が高く、毎年多くの院生が受講しています。しかし、試験科目だから労働法を勉強するというのではなく、過労死やブラック企業などに象徴される現在の職場の問題を解決する法律家になるために勉強してほしいと思います。

今後は、これまで勉強してきた労働法分野を中心にしつつ、これ以外の法律分野にも挑戦し、市民のみなさまの権利擁護のために微力を尽くしたいと考えています。

Love Letter to 5/3

憲法リレーエッセイ

関西建設

アスベスト京都訴訟を提訴！

弁護士 福山 和人

大工や左官、解体業など建築現場で働く人の中で、アスベスト（石綿）粉じんを吸ったことによる肺ガンや中皮腫などの病気が増えています。

アスベストは長期の潜伏期間を経て発病するため、今後も被害が広がる可能性が高く、数十万人の被害者が出ると言われています。まさに史上最大の産業被害です。

その危険性は戦前から知られていましたが、建材メーカーは危険性を隠してアスベスト建材を作り続けました。国も業界の利益を優先して、禁止せず使用を促進しました。

外国では70年代以降、使用量を急速に減らしましたが、日本では逆に使用が増え2006年まで続けられました。その意味で、アスベスト被害は、人災以外の何物でもありません。

昨年6月、京都で、建設業従事者のアスベスト被害者が国と建材メーカーに対して損害賠償を求めて提訴しました。どうかご支援ください（弁護団には佐藤克昭、福山和人、津島理恵が参加）。





事務長
河上 和宏

いくつかの出会い
や再会がきっかけ、新
しい世界が広がった。
仕事でも人と人の結
びつきをより大切に
していこうと思う。



細井 未央子

良くも悪くも変わ
りない日常に安住し
がちな日々。保守的
な自身を戒め、新し
い自分に挑戦する気
持ちは臨みたい。



竹原 千晶

おっとりした性格
だと思っていたが、
どうもそうではな
いことに最近になっ
て気付いた。今年こ
そ落ち着いて仕事に
取り組みたい。



田村 愛

男の子2人の母
になりました！
やんちゃボーイ
たちに負けない
パワフル母ちゃ
んをめざしま
す！

京都法律

2012年

事務局の抱負



阪 優子

昨年から長いお休
みをいただけてます。
今年は、新たな気
持ちで仕事をがんば
ります。よろしくお
願ひします。



寺田 真紀子

運動不足に危機感
を感じストレッチを
始めると翌日には全
身筋肉痛に…。今年
は心身ともにしなや
かでありたい。



松井 桜子

昨年7月に第一子
を出産。悪戦苦闘の
子育てで培われてい
るタフさと忍耐力
で、仕事にも励みた
いと思います。



竹浪 千治

昨年は、人生の一
大イベントを迎えま
した。今年は、子育
ては忍耐力、仕事に
は向上心を持ってが
んばりたいです。



瀬上 芳昭

昨年一人暮らしを
始め、できるだけ
自炊をと料理をし
ていますが、味の方
が…
修行が必要です。

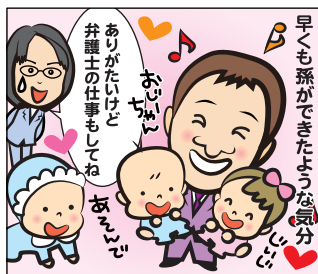
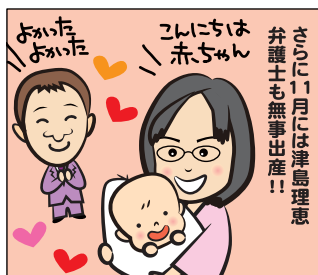
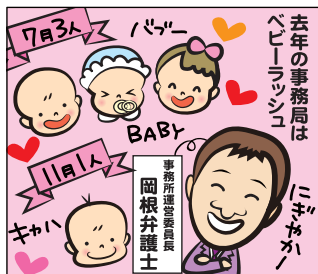


奥村 祐三

本が好きで読むよ
り買うことが目的に
なっています。今年
は集中力を鍛えて多
くの知識を吸収す
るよう努めます。

ちよっと京都法律…

岡根弁護士編



歩く・あるく

異なる趣のお店が連なる寺町通り

事務所のある御幸町通りのひと筋東の通りは寺町通り。その名の由来は、豊臣秀吉が洛中に散在していた寺院をこの地に移転させたため、こう呼ばれるようになったとか。丸太町通りから御池通りまでの間には、いろいろなお店があります。

パン屋さんや製茶屋さんからは、いい香りが通り中に広がります。古美術や骨董品、和紙、お菓子屋さんの中には、大正ロマンを思わせるような建物のお店も。それぞれが歴史を感じさせ、異なる趣が、シヨウウインドウをながめて1軒ずつ訪ね歩くと、時間の経つのを忘れてしまいます。

いつもとはちよっと違った気分が味わえる寺町通りを、ぜひ訪ねられてはいかがでしょうか。

(事務局員 竹原千晶)



小川洋子

博士の愛した数式

64歳の博士の記憶は80分しかもたない。家に一人閉じこもる博士。しかし、博士の人柄や数学と阪神タイガースへの情熱が、小学生のルート君、お母さんとの愉快な交流を生み出した。ルート君の誕生日を書いたメモを自分の洋服にクリップで大切に留める博士、博士のために江夏豊選手のプレミアムカードを懸命に探すルート君。一つひとつの場面のていねいな描写から温かさが感じられます。人のぬくもりに触れてほっとしたい時、阪神タイガースの活躍に興奮したい時(！)にお勧めです。

(弁護士 津島理恵)

おすすめの

一冊

「博士の愛した数式」

小川洋子 著
新潮社 / 新潮文庫
(価格 460円)

ご相談はお気軽に。まずは面談日をご予約ください。

お電話でご予約

075-256-1881

受付 平日 9:00～19:00 (ご相談は～17:00)

土曜 9:00～15:00 (第2土曜を除く)

ホームページから 24時間受付

<http://www.kyotolaw.jp/>

ご相談申込フォームからお申込ください。当日もしくは翌開所日に、折り返しお電話にてご連絡いたします。



携帯サイトへのアクセスは左のQRコードをご利用ください。

<http://www.kyotolaw.jp/m/>



Kyoto Law Office

ともに考え、ともに歩む

京都法律事務所

〒604-0981

京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル5階

TEL 075-256-1881 FAX 075-231-8506

<http://www.kyotolaw.jp/>

相談から依頼までの流れ

①まずはお電話を

ホームページの相談申込フォームをご利用の場合は当事務所からご連絡いたします。

②面談日時をご予約

ご希望の日時、簡単なご相談内容、お名前、ご連絡先をお伝えください。

③ご予約の日時に事務所へ

ご相談内容に関する資料などがあれば、できるだけお持ちください。

④弁護士と面談

初回相談時間は原則30分です。ご相談料は、30分5,250円です。

⑤ご依頼受付・問題解決へ

処理方針や弁護士費用のご説明をします。ご納得いただければ、契約書を作成し、事件処理を開始いたします。



●地下鉄烏丸線：「丸太町」で下車、①③⑤⑦番出口、徒歩10分

キ リ ト リ

お知り合いに法律問題で困っている方がおられましたら、このカードをお渡しください

ご紹介カード

このカードをご持参の方は、初回相談を無料とさせていただきます

ご相談者のお名前

お電話番号

ご紹介者のお名前

お電話番号

当事務所とのつながり(団体名など)

※必ず事前にご予約ください